

姫路市教育委員会会議録（令和6年12月）

○ 日 時 令和6年12月12日（木）午後2時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3

（議事）

議案第31号 令和6年度姫路市一般会計補正予算（第7回 教育委員会事務局所管分）について

議案第32号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（報告）

1 いじめ重大事態の対応状況について

日程第4 次回委員会開催日時等

日程第5 その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、中野委員、森下委員、山下委員

（事務局）平田教育次長、平山教育次長、松本教育総務部長、山下教育企画室長、
森学校教育部長、砂山生涯学習部長、濱田総務課長、角倉学校指導課長

（書記）島田総務課係長、平野総務課主事

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 本日は、角谷委員から欠席の届出がございましたので、御報告いたします。出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の定例会及び先日の臨時会の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとさせていただきます。
これに御異議はございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び報告 に入りたいと思いますが、
議案第31号 令和6年度姫路市一般会計補正予算（第7回 教育委員会事務局所管分）について
議案第32号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
が追加になっております。
- まず、一括審議についてですが、議案第31号及び議案第32号は関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第31号及び議案第32号は一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第31号及び議案第32号は会議規則第15条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当し、報告事項の1は同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。
- また、議案第31号及び議案第32号の会議録につきましては、会議規則第13

条第4項の規定に基づき、市議会での報告が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第31号、議案第32号及び報告事項の1は非公開と決定します。
- また、議案第31号及び議案第32号の会議録につきましては、市議会での報告が終了した後に公表することと決定します。

教育長

- それでは、
議案第31号 令和6年度姫路市一般会計補正予算（第7回 教育委員会事務局所管分）について
及び
議案第32号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- （総務課長 議案第31号及び議案第32号について説明）
「議案第31号 令和6年度姫路市一般会計補正予算（第7回 教育委員会事務局所管分）について」及び「議案第32号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をまとめて御説明いたします。
まず、「議案第32号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から御説明いたします。
改正の理由でございますが、姫路市立学校職員の給与に関する条例は、高等学校及び幼稚園の教育職員並びに指導主事の給与について定めたもので、このたびの改正は、県において人事委員会の勧告に従い高等学校教育職及び中学校・小学校教育職の給与改定が行われること、並びに国家公務員の一般職の職員の給与改定を踏まえ、本市の一般職の職員の給与改定が行われることから、市立学校職員の給与について、同様の改定を行おうとするものでございます。
次に、改正の概要でございます。給料表の改定でございますが、高等学校職員給料表及び指導主事給料表につきましては、県費負担教職員との均衡を図るため兵庫県の給料表に合わせて改正し、幼稚園職員給料表につきましては、保育士との人事交流による均衡を保つため、保育士に適用する本市の行政職給料表に合わせて改正を行おうとするものでございます。
高等学校給料表を例にとりますと、大卒初任給にあつては25,800円、高卒初任給にあつては25,500円を引き上げます。また、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させて全体の引上げを行っております。
管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大でございますが、平日深夜に係る支給対象時間帯につきまして、現行では「午前0時から」としているところを「午

後 10 時から」に拡大するものでございます。

再任用職員への住居手当の支給でございますが、現行は再任用職員には住居手当を支給しておりませんが、正規職員と同様に支給の対象とするものでございます。

施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、本年 4 月 1 日に遡及して適用することとしております。ただし、管理職員特別勤務手当及び再任用職員の住居手当の改正規定につきましては、来年 4 月 1 日から施行することとしております。

続きまして、「議案第 31 号 令和 6 年度姫路市一般会計補正予算（第 7 回 教育委員会事務局所管分）について」を御説明いたします。

この補正予算は、先ほど説明いたしました条例の改正に伴い、給与が引き上げられることなどに係るもので、教育委員会事務局所管の報酬給与費につきましては、第 1 表「歳入歳出予算補正」に係る補正額の歳出合計の欄に記載のとおり、総額で 1 億 1,619 万 1 千円の増額補正を行います。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

本年 4 月 1 日に遡って適用するということは、不足分を支給するという理解でよいでしょうか。

(答)

生じた差額について、12 月末を目途に追加で支給することになります。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

教育長

○ 議案第 31 号 令和 6 年度姫路市一般会計補正予算（第 7 回 教育委員会事務局所管分）について
及び
議案第 32 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

教育長

○ 原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 31 号及び議案第 32 号は、原案のとおり可決しました。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、日程第 4 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会ですが、1月23日木曜日の午後2時00分に開催していただきたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、1月23日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、1月23日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第5 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) [特になし]
- 教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後2時54分)